

◆ 所得割

○ 所得金額

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。この場合の所得の種類は、所得税と同様10種類で、その金額は一般に収入金額から必要経費を差引くこと

によって算定されます。

なお、所得税はその年の所得を基準として計算されますが、市県民税は前年中の所得を基準として計算されますので、例えば昭和55年度の市県民税においては、昭和54年中の所得金額が基準となります。

<所得の種類と所得金額の計算方法>

所得の種類		所得金額の計算方法
① 利子所得	公債、社債、預金利子など	収入金額=利子所得の金額
② 配当所得	株式や出資の配当など	収入金額=株式などの元本取得のため要した負債の利子=配当所得の金額
③ 不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額=必要経費 =不動産所得の金額
④ 事業所得	事業で得た所得	収入金額=必要経費=事業所得の金額
⑤ 給与所得	サラリーマンの給与、年金など	収入金額=給与所得控除額 =給与所得の金額
⑥ 退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額-退職所得控除額) × 1/10 =退職所得の金額
⑦ 山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額=必要経費-特別控除額 =山林所得の金額
⑧ 講渡所得	土地などの財産を売った場合の所得	収入金額-資産の取得価額などの経費 -特別控除額=講渡所得の金額
⑨ 一時所得	クイズなどの賞金等の所得	収入金額=必要経費-特別控除額 =一時所得の金額
⑩ 雑所得	他の所得にあてはまらない所得	収入金額=必要経費=雑所得の金額

<所得控除の種類とその金額>

種類		控除額
① 雜損控除	(損失額-保険料により補てんされた額)	- (合計所得金額×1/10) (支払った医療費-保険料により補てんされた額)
② 医療費控除	- { (合計所得金額×5/100) 又は 5万円のいずれか低い額 } (限度額200万円)	
③ 社会保険料控除	支払った金額	支払った金額
④ 小規模企業共済等掛金控除	1. 支払った保険料が15,000円までは.....全額 2. 支払った保険料が15,000円を超えて40,000円までは.....支払った保険料×15%+7,500円 3. 支払った保険料が40,000円を超えて70,000円までは.....支払った保険料×15%+17,500円 4. 支払った保険料が70,000円を超えた場合は.....35,000円	
⑤ 生命保険料控除	障害者である納稅義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき.....19,000円 (特別障害者については210,000円)	
⑥ 障害者控除	納稅義務者が老年者である場合には.....190,000円(大正3年1月1日以前に生まれた方)	
⑦ 老年者控除	納稅義務者が寡婦である場合には.....190,000円	
⑧ 寡婦控除	納稅義務者が勤労学生である場合には.....190,000円	
⑨ 勤労学生控除	210,000円	
⑩ 配偶者控除	扶養親族1人につき.....200,000円 ただし 配偶者がないときの1人目は.....210,000円 障害者でない70歳以上の扶養親族の1人につき.....210,000円	
⑪ 扶養控除	所得者本人210,000円	
⑫ 基礎控除	※市県民税には、損害保険料控除と寄付金控除はありません。	

こんにちは! 保健婦です

「しもやけの予防と治療」

しもやけは皮膚の深部にある動脈と静脈の連絡部分の機能障害によっておこると考えられています。この動脈と静脈の連絡部分は手や足の指の関節など小さな関節と背面とか耳たぶのような体の末梢部分にあって、しもやけもそこに生じやすいのです。

しもやけには、樟脑型(たるがきのよう)に手足がはれてくるもので、こどもに多い)と多型紅斑(手足などに赤い斑点や小さなふくらみができるもので、青年女子に多くみられる)があります。

症状はいずれもかゆみが強く、ひどいときは疼痛もあり、くずれて潰瘍をつくることがあります。

<予防法>

・水仕事などでぬれたあとは水分をよ



くふきとりましょう。

- ・きついクリ、クリツ、ガーターや固いイスなどは血行を悪くするので避けましょう。
- ・しもやけのおりこりやすい手足の指の関節部分や耳たぶに軟膏をすりこみながら5~10分位マッサージをします。
- ・「冷温交換浴」手足をまず冷水につけ、つぎに温水につけることを数回くりかえします。

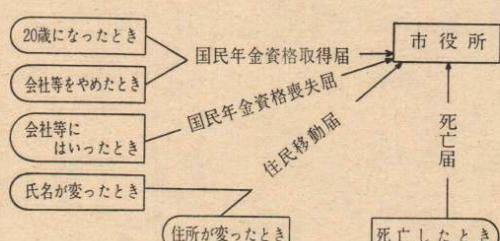
<治療法>

赤くはれただれたところはシモヤケ軟膏をよくすりこみ、ただれた部分には抗生素軟膏を布にのばして張ります。

症状のひどいときは医師に相談してください。

◆ こんなときは必ず届け出ましょう

国民年金だより



◆ 今なら納められます 過去の滞納保険料

明治44年4月2日以降に生まれた方で、国民年金の保険料を納め忘れたり、加入しなければならないのに未加入のままいる方はいませんか。このままにしておきますと年をとってから年金は受けられません。

でも、あきらめることはありません。今なら間に合います。

このような無年金者をなくすために来年6月30日までの間に、未納保険料を

1カ月分4,000円で納付することができます。納付方法は一括納付、又は分割納付のどちらでも構いません。また未納保険料の半分を国から借り受けた納付する方法もあります。ただし、これは市県民税の所得割が課税されていない方に限られます。その返済方法は、6カ月間据え置いた後3年以内とし、利率は年3%となっています。

この最後のチャンスをのがさず、年金受給で安心できる老後を迎えましょう。

市県民税特集

(No. 2)

市民の皆さん「税」に対する理解と関心をいっそう深めていただくために、皆さんが納めている市税は、いったいどのようなしくみで計算され、課税されているのかを、図表などで先月号からお伝えしていますが、今回は市県民税の所得割の計算方法や税額算出の具体例についてお伝えします。

また来月号では「市県民税申告のしかた」などについてお伝えする予定です。

○ 所得控除

所得控除は、納稅者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や灾害などによる費用があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納稅者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

○ 所得割のしくみ

所得割は、サラリーマンの給料やボーナス、商店を経営している人のもうけなど個人の所得に対して対象となる税金で、所得の多いほど高い税率で税金を負担することになっています。また、基礎控除、扶養控除の制度があって、所得が一定金額以下の人には所得割がかからないしくみになっています。

サラリーマン(給与収入者)については、収入金額は明らかですが、所得の計算にあたっては、どこまでが収入を得るために必要な経費なのか、商売の場合の収入と経費に見られるようなはっきりした関係がないため、収入の一割合を経費相当額(給与所得控除という)として差し引く方法をとっています。

<こぼれ話>
「税」とかけて何と解く
「ブーメラン」と解く
その心は.....
「やがて自分に戻ってくる」

今月は
固定資産税
都市計税
納期です